

# 大淀町 男女共同参画 基本計画



令和6年 月  
大淀町

<目次>

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の基本理念・将来像	3

第2章 計画の体系・推進体制

1. 計画の体系	3
2. 計画の推進体制	3
(1) 庁内推進体制の整備	3
(2) 住民・県・関係団体等との連携	4

第3章 施策の基本方針・成果指標

<基本方針1>男女共同参画社会実現のための啓発	4
<基本方針2>男女ともいきいきと働く環境づくり	6
<基本方針3>男女平等を進める生涯学習の充実	10
<基本方針4>まちづくりへの参画促進	11
<基本方針5>あらゆる暴力の根絶	13

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

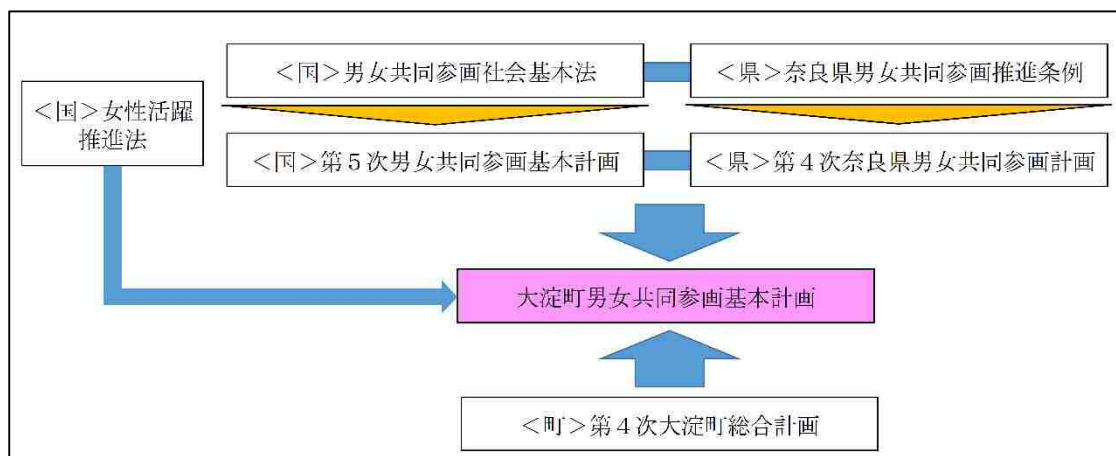
平成11（1999）年に公布施行された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために必要な事項として、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現」を掲げ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。また、奈良県においては平成13（2001）年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が進められています。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場において、解決すべき課題が残されているのが現状です。また、性に基づく被害や差別も存在しています。本町総合計画策定時に実施した町民ニーズ調査においても、男女共同参画に関する満足度及び今後の重要度の認識も決して高くなく、多くの課題が残されています。

この計画は、大淀町で暮らすすべての人々が、青年期から壮年期までそれぞれのライフステージを通して、自らの能力を最大限発揮し、それぞれが考える幸せを実現できる町づくりの推進をめざし策定します。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、下記の3つの計画を一体的に策定するものです。

- (1) 「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に位置づけられた「市町村男女共同参画計画」。
- (2) 「奈良県男女共同参画条例」第4条第2項に基づく、県が男女共同参画にかかる施策を推進していくための指針となる計画。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」。



### 3. 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4. 計画の基本理念・将来像

第4次大淀町総合計画 後期基本計画では、すべての分野において尊重する基本理念とこれからまちづくりの目標の姿として、将来像を次のように定めています。本計画を策定、推進していくためにも様々な人や組織等が協力しあう「協働」「共有」「共感」の理念を大切にしながら男女共同参画社会の実現に向けて取組んでいきます。

#### 【基本理念・将来像】

来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町  
～次世代へつなぐ 共創のまちづくりをめざして～

## 第2章 計画の体系・推進体制

### 1. 計画の体系

本町では、大淀町総合計画の基本理念に基づき、5つの基本方針とそれぞれの基本施策を設定し、男女共同参画社会の実現に努めます。



### 2. 計画の推進体制

#### (1) 庁内推進体制の整備

大淀町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるために、全庁的かつ総合的に取組みを推進します。

## (2) 住民・県・関係団体等との連携

本計画における各種施策を総合的かつより効果的に推進していくためには、地域住民及び県をはじめとする各種団体等と協働して、連携しながら取組んでいくことが必要不可欠です。

地域住民の意見や提言等を各種施策に反映させ、地域全体として取組んでいくことが重要であることから、各種会議等への参画を積極的に検討し、その実現に努めます。

## 第3章 施策の基本方針・成果指標

「第2章 1. 計画の体系」記載の5つの基本方針に基づき、具体的な施策の方向性についての指標を設定します。

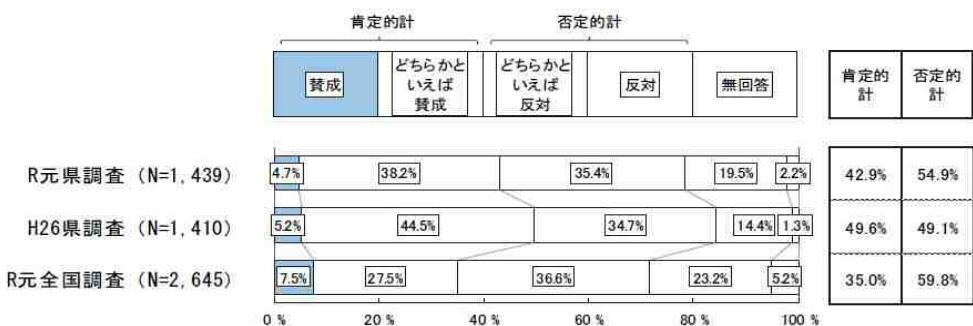
### ＜基本方針1＞ 男女共同参画社会実現のための啓発

性別による固定的な役割分担意識や差別意識を払拭し、すべての人が参画しやすい社会の実現に向け、県、関係団体等とも連携しながら、様々な機会を通じて男女共同参画に関する啓発を進めます。また、性差別の解消をテーマとした啓発を実施します。

#### ○現状と課題

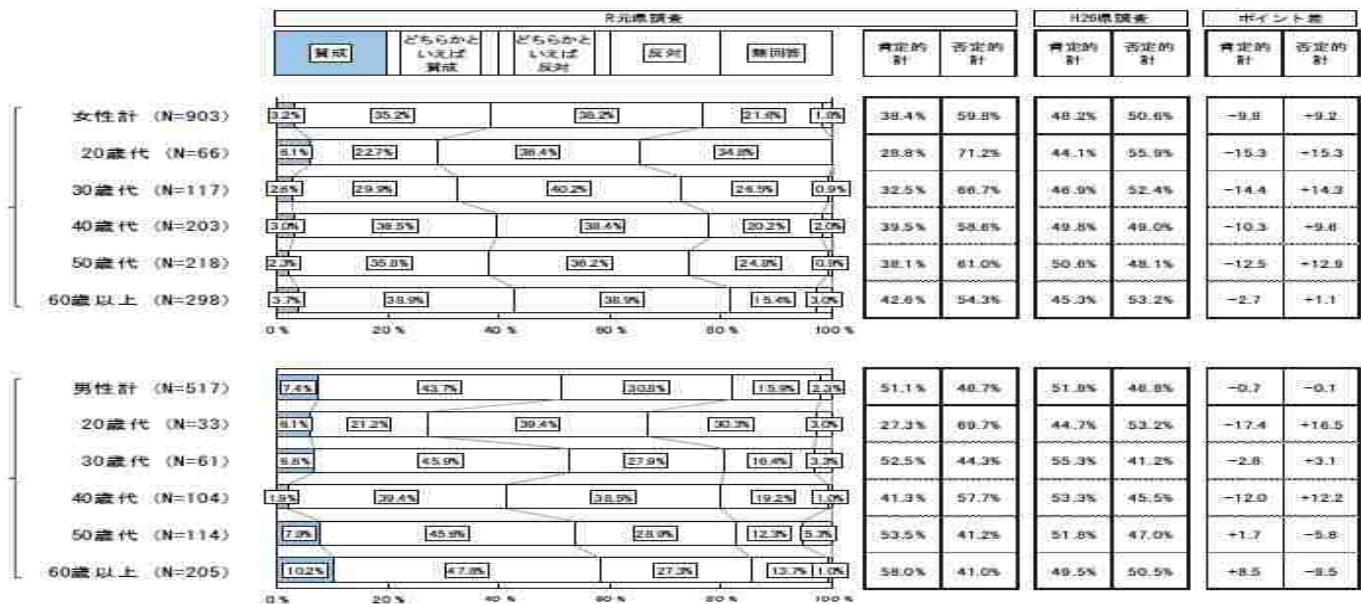
令和元年度に実施された「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」（県女性活躍推進課）のデータに基づくと、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識に肯定的な人の割合は42.9%で、前回調査よりも6.7ポイント減少しましたが、全国調査（35.0%）と比べると7.9ポイント高い状況です。肯定的な人の割合を男女別でみると、男性は51.1%、女性は38.4%で、男性は女性より12.7ポイント高くなっています。固定的性別役割分担意識に否定的なのは、男女別・年代別すべての中で1位が女性の20歳代で71.2%、2位が男性の20歳代で69.7%、これは前回調査と比べると、いずれも15ポイント以上増加しており、若い人の意識は大きく変わってきてていることが読み取れます。

#### 【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について】



R 1 「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」(県女性活躍推進課)

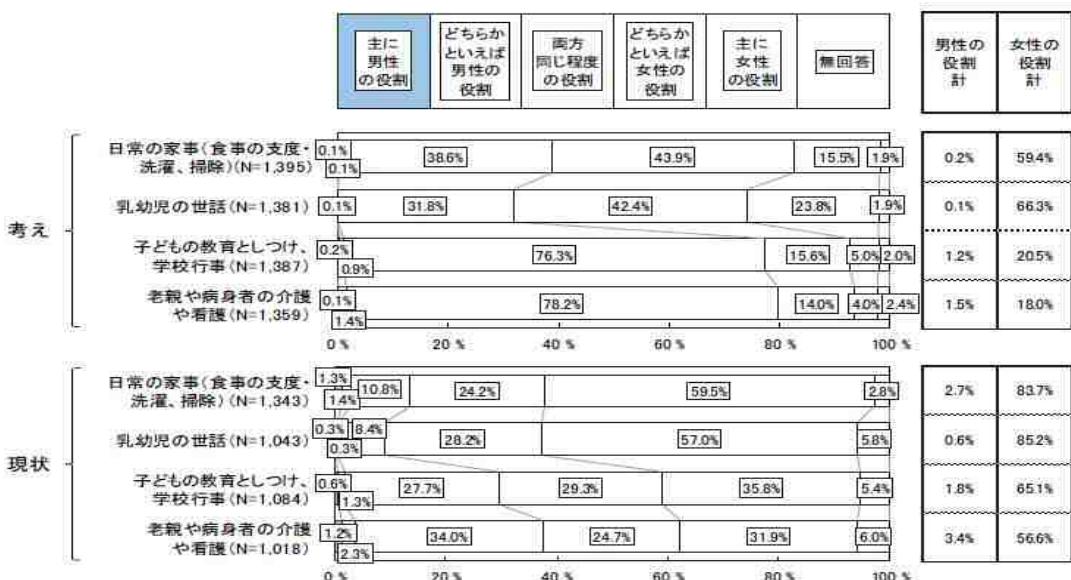
【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（男女別・年代別）】



R 1 「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」(県女性活躍推進課)

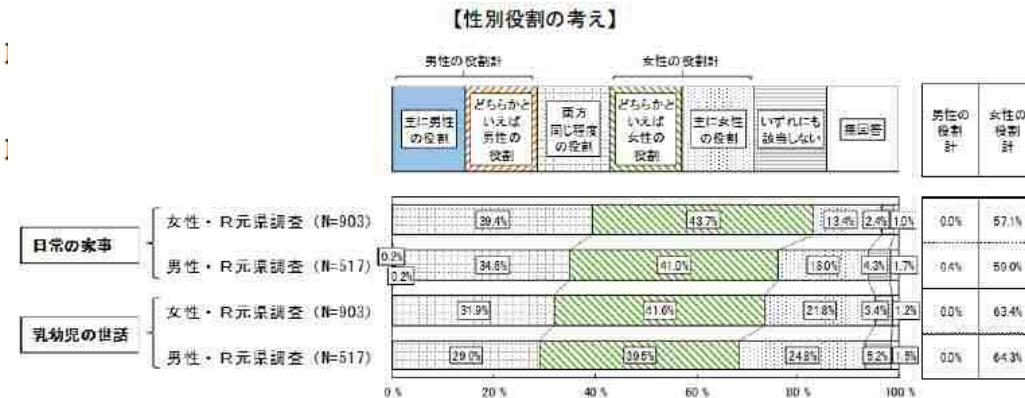
しかし、個別の項目について、男女どちらの役割と考えるかと尋ねると、「日常の家事」「乳幼児の世話」は女性の役割と答える人の割合が高く、「子どもの教育としつけ、学校行事」「老親や病身者の介護や看護」は男女が同じ程度の役割と答える人の割合が高くなっています。ただ現状としては、女性がその多くを担っていることが実態であり、男性は家事・育児等に参画したいと思っていても、時間の制約等から実際の行動にはつながらず、また女性も、自分で行ってしまうことがあるのではないかと考えられます。

【各分野の性別役割の考え方と現状（「該当しない」を除く）】



R 1 「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」(県女性活躍推進課)

さらに、「性別役割の考え方」を男女別に見ると、「日常の家事」「乳幼児の世話」は、男性だけでなく女性においても、半数以上が女性の役割と考えている状況です。



R 1 「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」（県女性活躍推進課）

これまでの長い歴史の中で形作られてきた性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、時代とともに変わりつつあり、今後さらに男女共同参画に関する気づきと理解を深められる啓発を行い、意識の高揚を図っていくことが必要です。

#### ○成果指標

指標名	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
男女共同参画に関する啓発	未実施	実施

「男女共同参画に関する啓発」を、令和8年度までに実施します。啓発の方法については、講演会、講義、ホームページや広報誌を活用した啓発、掲示による啓発等、様々な方法、媒体を活用します。

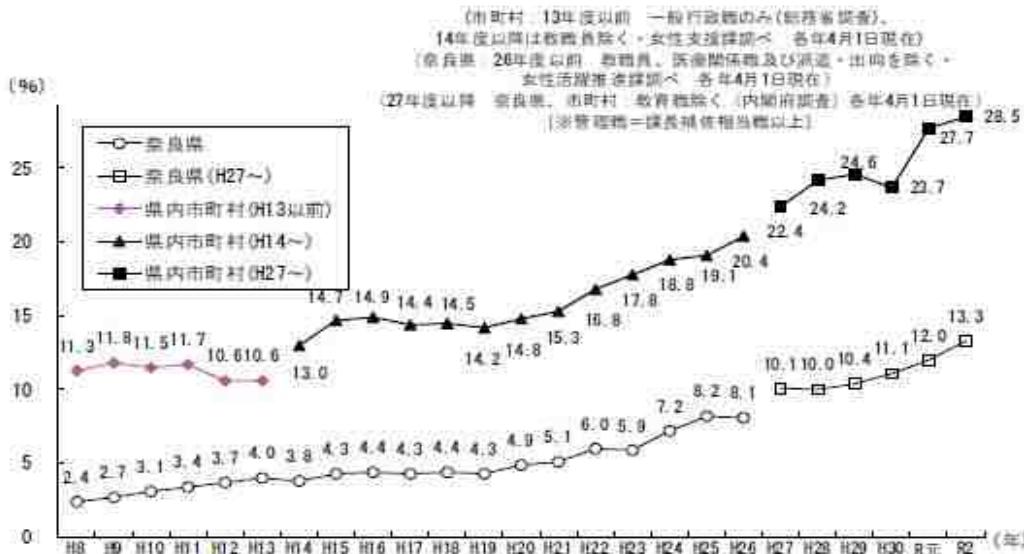
#### ＜基本方針2＞ 男女ともいきいきと働く環境づくり

男女がともに協力して仕事と家庭を両立する環境づくりを進めるために、役場が率先して女性の登用等を進めるとともに、性別に関わらず育児休暇、介護休暇制度の活用を進めます。また、保育所、認定こども園及び学童保育施設（プレジャールーム）の運営を継続し、子育て・介護サービス等の事業の充実を図るなど、社会環境の整備に努めます。

#### ○現状と課題

令和元年度に実施された「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」（県女性活躍推進課）のデータに基づくと、県職員ならびに県内の市町村職員における女性管理職割合は、ほぼ毎年上昇しており、令和2年4月時点では県は13.3%、県内市町村は28.6%となっています。しかし、本町における管理的地位における女性の割合は、令和2年4月時点で12%となっており、県、県内市町村と比較すれば低い水準となっています。

### 【県・市町村職員における女性管理職割合の推移】



R 1 「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」(県女性活躍推進課)

※県の数値には警察本部が含まれる。

#### ●管理職の女性割合（令和2年度実績）

	町長部局	議会事務局	教育委員会	水道部局	合計
全体の管理職数	17	1	4	3	25
女性の管理職数	3	0	0	0	3
割合	17.65%	0.00%	0.00%	0.00%	12%

※本府課長相当職以上の職員を対象とする。ただし、管理職手当が支給されない職員を除く。

R 3 「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（第2期）」：大淀町

「H30 奈良県結婚・子育て実態調査（県女性活躍推進課）」「雇用均等基本調査（厚生労働省）」「職場環境調査（県雇用政策室）」によれば、男性の育児休業については、国や大企業が取得を推奨する制度を整えるなど、全国的にはその取得率は上昇傾向にあります。県の調査では、男性の育児休暇・休業を取得した方がいいと考える人は夫・妻ともおよそ半数となっている一方で、実際に取得している人は2.0%（令和元年）とわずかであり、取得が進んでいるとは言えないのが現状です。

#### 【父親も育児休暇・休業取得を取った方が良いと思うか】



H30「奈良県結婚・子育て実態調査」(県女性活躍推進課)



また、令和2年度における本町男性職員の育児休業等の取得率は0%となっており、早急な制度づくり、環境改善が急務となっています。さらに、「男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数」についても、それぞれ0%、0日となっており併せて取組みを実施、推進していくことが必要です。

#### ●男性職員の育休取得率・平均取得日数（令和2年度実績）

男 性	町長部局	議会事務局	教育委員会	水道部局	合計
配偶者が出産した男性職員数	1	0	0	0	1
育休取得男性職員数	0	0	0	0	0
取得率	0.00%	—	—	—	0.00%
育休取得期間男性合計日数	0	0	0	0	0
育休取得男性職員数	0	0	0	0	0
平均取得日数	—	—	—	—	—

R 3 「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（第2期）」：大淀町

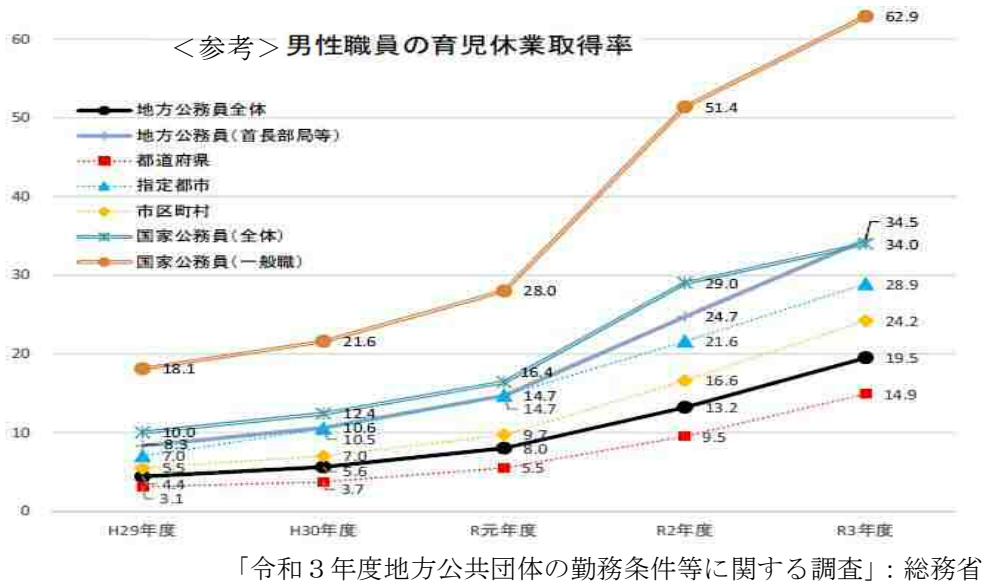
#### ●男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数（令和2年度実績）

男 性	町長部局	議会事務局	教育委員会	水道部局	合計
制度利用可能男性職員数	1	0	0	0	1
制度利用男性職員数	0	0	0	0	0
取得率	00.00%	—	—	—	00.00%
制度利用男性合計日数	0	0	0	0	0
制度利用男性職員数	0	0	0	0	0
平均取得日数	0	—	—	—	0

※取得率については、制度が利用可能な職員に占める実際の制度利用者の割合を持って算出する。

※平均取得日数については、把握期間内における実際の休暇取得期間ではなく、申請ベースの休暇

予定期間を基に算出する。 R 3 「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（第2期）」：大淀町



令和2年度における本町職員の年次有給休暇取得日数は、9.3日となっています。総務省が実施した「令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」に基づくと「都道府県」、「指定都市」、「市区町村」いずれの地方公共団体の平均取得日数よりも低い水準となっています。

#### 年次有給休暇の平均取得日数の推移(平成29年～令和3年)



### ○成果指標

指標名	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
女性職員の管理的地位への登用	12% (令和4年度：8.7%)	30%
町男性職員の育児休業等の取得人数	0人／年 (令和4年度：3人／年)	1人／年
町男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率	0% (令和4年度：33.3%)	100%
町職員の年次有給休暇平均取得日数	9.3日／年 (令和4年度：9.0日／年)	10日／年

▽本町の女性職員の管理的地位への登用は、県（13.3%）及び県内市町村（28.6%）と比較すれば、低い水準となっています。令和2年度実績で12%となっている割合を令和8年度には、30%に引き上げられるよう、女性職員の管理的地位への登用、個人の経験を積み重ねることができるような人事異動、人員配置、スキルアップの機会の提供等、様々な取組みを積極的に進めてまいります。

▽「町男性職員の育児休業等の取得人数」及び「町男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率」については令和2年度実績で、取得者がおらず、取得率も0%となっています。令和8年度目標として、取得人数年間1人以上、取得率100%を目指します。本目標を達成するために、休暇制度の周知を徹底するとともに、対象職員に対して積極的な働きかけを行い、制度が利用しやすい環境の醸成、代替職員の配置、職員の意識改革に努めます。加えて、育児休業中の職員が滞りなく復職できるような支援体制を全庁あげて取組んでまいります。

▽町職員の年次有給休暇平均取得日数は、令和2年度で年間9.3日となっています。各地方公共団体との比較においても低い水準となっていることから、年間10日取得を令和8年度までに達成できるよう、業務改善をはじめとする取得しやすい職場環境整備等に取組んでまいります。

### ＜基本方針3＞男女平等を進める生涯学習の充実

男女の区別なく、生涯において様々な知識や実践となる行動力を身につけ、地域や社会における活躍をめざし、女性学級の実施の継続とカリキュラムの充実を図ります。

### ○現状と課題

女性の社会参画をめざすとともに、知識や教養を深め、豊かな感性を養い、学級生どうしの親睦と交流、一人ひとりが心身とも健康的で豊かな暮らしを築くことを目的として、女性学級を組織し、年間をとおして講演会、手芸教室、軽スポーツ、健康体操等、様々な学習活動に取組んでいます。

参加人数は過去5年間、ほぼ横ばいで推移し参加年代も40代から80代まで幅広い年代の方に参加いただいている。今後は、参加のない20代、30代の方にも参加いただき、より幅広い世代での交流、つながりをとおして女性の社会参画を促進させていく必要があります。

#### ●女性学級参加人数・開催回数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数(人)	50	51	51	15	46
回数(回)	20	20	19	7	7

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染対策のため、実施回数減少

#### ○成果指標

指標名	基準値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
女性学級の開催回数	19回／年 (令和4年度：16回／年)	20回／年

令和元年度実績で年間開催回数は、19回となっています。今後さらに様々な学びを通じ、女性の社会参画を促進してくため、令和8年度においては年間20回開催を目指します。本目標達成のために、さらに幅広い世代、特に20代、30代の若年世代にも参加いただけるよう、創意工夫し、カリキュラムの充実を図りながらさらに魅力ある学級運営に努めます。また、男女がその個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくため、学習機会の提供など生涯学習の充実を図ります。

#### ＜基本方針4＞ まちづくりへの参画促進

審議会や委員会などへの女性の登用及び参画を進めることにより、女性視点からのまちづくりを推進します。

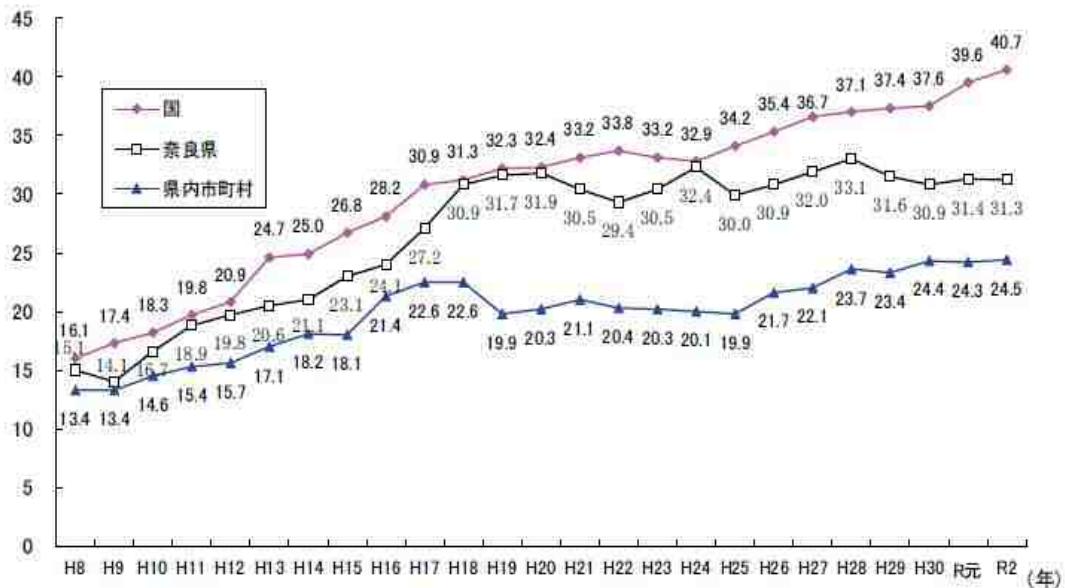
#### ○現状と課題

第4次奈良県男女共同参画計画（令和3年3月）に基づくと、行政の審議会等の委員における女性委員の割合は、県は30%台で推移し令和2年4月時点では、31.3%です。また、県内市町村は20%台で推移しています。

### 【審議会等委員における女性委員の割合の推移】

(国=内閣府男女共同参画局調べ・9月30日現在。県=H10以前:8月1日現在、H11以降:3月31日現在。  
市町村=女性活躍推進課調べ・H13以前:4月1日現在、H14以降:3月31日現在。)

(%)



「第4次奈良県男女共同参画計画」：奈良県

本町議会議員に占める女性の比率は、16.6%となっており、全国町村議会、県内町村議会と比較するとやや高い水準となっています。

#### ●全国町村議会・県内町村議会・大淀町議会女性議員比率（令和3年12月31日現在）

	議員現員数	うち女性人数	女性比率
全国町村	10,725人	1,260人	11.7%
県内町村	256人	36人	14.1%
大淀町	12人 (R5年5月1日現在:12人)	2人 (R5年5月1日現在:3人)	16.6% (R5年5月1日現在:25.0%)

(参考：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調（総務省）)

#### ○成果指標

指標名	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
女性登用についての指針の検討	未実施	実施

活動あるまちづくりを推進していくためには、女性が自らの能力を十分に活かし、様々な分野で政策決定、方針決定過程に関わり、意見や考えを反映させることができる環境が大切です。そのためには、まちづくり等における政策決定、方針決定過程への女性の参画の推進、女性委員のいない審議会等の解消をはじめとする男女構成比を適正化させること

が必要です。令和8年度を目標にその方針等を定めた、女性登用についての指針の策定に努めます。

### ＜基本方針5＞ あらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害である女性に対する様々な形の暴力や犯罪等を未然に防止するための啓発に努めます。

#### ○現状と課題

すべての暴力は、犯罪となる行為を含め重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者と被害者との関係性を問わず、決して許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））の被害者や性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服しなければならない重要な課題です。

奈良県における配偶者等からの暴力（DV）に関する令和元年の相談件数は1,271件を数え、この10年は1,000件を超えて推移しています。DVの被害者は、家族の崩壊や報復などを懸念したりして相談しにくいなど、潜在化する傾向にあることから、相談件数の増減は、必ずしもDVそのものの件数の増減とはいえないかもしれません。

【DV相談件数の推移】



県こども家庭調査

全国の調査によると、配偶者から暴力等の被害を受けている人のうち、どこにも相談しなかった人の割合は女性では約4割、男性では約7割となっています。

## 【配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移】

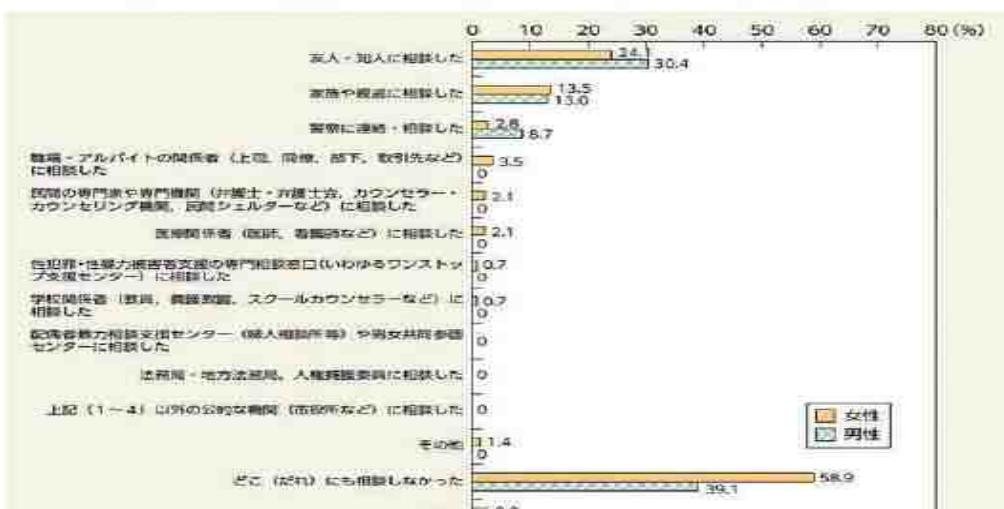


(脚注) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女を対象（平成17年は4,500人、平成20以降は5,000人）とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。  
 3. 平成17年から23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。  
 4. 平成26年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成17年から23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成17年が女性179人、男性90人、平成20年が女性185人、男性92人、平成23年が女性169人、男性88人、平成26年が女性312人、男性211人、平成29年が女性427人、男性223人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、調査内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。  
 5. 調査五年により100%とならない場合がある。

R 2 「男女共同参画白書」(内閣府)

性暴力被害に関しては、平成30年10月に開設した奈良県性暴力被害者サポートセンター（愛称：NARAハート）における年間の相談件数は199件（令和元年度）でした。全国の調査によると、性暴力の被害に遭った人のうち、どこにも相談しなかった人の割合は女性では約6割、男性では約4割となっています。

## 【無理やりに性交等をされた被害の相談先（複数回答）】



(脚注) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本図は、無理やりに性交されたことがある者が回答。集計対象者は女性141人、男性23人。  
 3. 「上記（1～4）以外の公的施設」とは、下記以外の公的施設を指す。  
 - 性犯罪・性暴力被害者支援の専門相談窓口（いわゆるワンストップ支援センター）  
 - 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター  
 - 警察  
 - 法務省・地方法務局、人権擁護委員

R 2 「男女共同参画白書」(内閣府)

### ○成果指標

指標名	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
DV（デートDV）防止啓発活動	未実施	実施

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日から11月25日）等において、女性に対する暴力を許さない社会環境をめざし、広報、啓発活動をホームページ、広報誌、ポスター掲示等、様々な媒体等を活用しその推進を図り、相談があった際には、速やかな町の対応はもとより、DVに関する県の相談窓口および国の「DV相談の全国共通短縮番号「#8008」」の周知を図ります。

## **大淀町男女共同参画基本計画**

令和 6 年 月

発行 大淀町

企画・編集 大淀町 総務課

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 2090 番地

TEL:0747-52-5542

FAX:0747-52-4310